



# 島根県報

令和元年7月26日（金）

第 2 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

土地改良事業計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	2
換地計画書の縦覧	（        ”        ）	2
保安林子定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定施業要件の変更（2件）	（        ”        ）	3

**【公 告】**

開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	5
---------------	-------------	---

**告 示****島根県告示第157号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、次の土地改良区から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査した結果、土地改良事業計画を適当と決定したから、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和元年 7 月 26 日

島根県知事 丸 山 達 也

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
出雲市布崎 土地改良区	出雲市国富中村、西代、原添、布崎、出島（灘分の一部）地区土地改良事業に伴う用排水施設維持管理事業	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

**島根県告示第158号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和元年 7 月 26 日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
佐田地区（須佐工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

**島根県告示第159号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年 7 月 26 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町谷住郷4311-1、4408

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

桜江町谷住郷4311-1・4408（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第160号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年 7 月 26 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡吉賀町柿木村白谷1162-29

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第161号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年 7 月 26 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市金城町宇津井1108-2から1108-5まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第162号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年7月26日

島根県知事 丸山達也

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市金城町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市金城町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
浜田市金城町（次の図に示す部分に限る。）
    - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市金城町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐は、択伐による。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年 7 月 26 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 1 開発区域

安来市黒井田町302番の一部、303番、304番1、304番2、305番、306番、307番1、307番2、308番の一部、311番の一部、317番の一部、321番1の一部、321番2の一部、322番の一部、683番の一部、684番、685番1の一部、685番2の一部、686番の一部、687番1の一部、687番2の一部、1896番1の一部、1896番8の一部、302番地先から683番地先まで、321番1地先から322番地先まで

面積 4,304.06平方メートル

### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市黒井田町691番地

秦精工株式会社

代表取締役 秦 友宏